

市民参画制度の概要

1. 市民参画制度について

「市民参画」とは、市が行う政策の立案や実施等の各段階で、市民が意見を反映させるため、主体的に関わることをいいます。

本市では、市民自治によるまちづくりに寄与するため、平成23年3月に明石市市民参画条例を制定し、市民参画について制度化しました。

(1) 市民参画手続の判断基準（条例第6条）

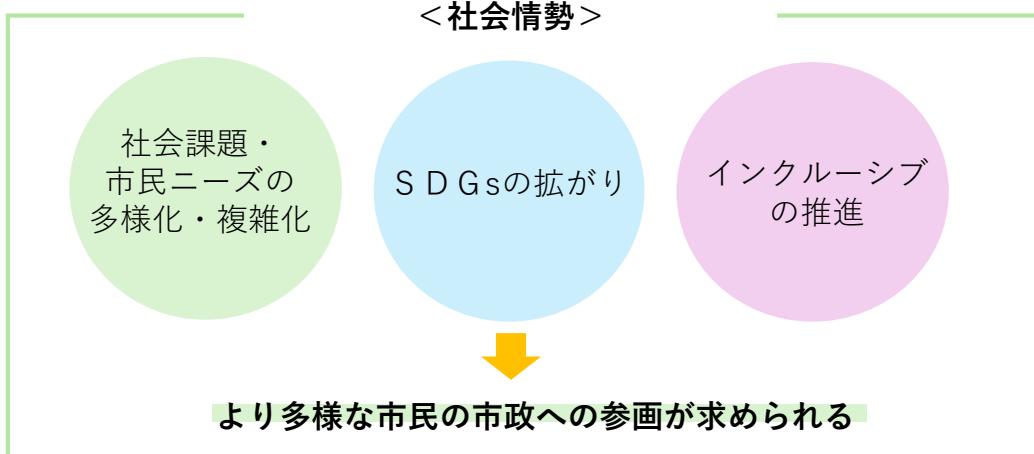
市長等は、政策に対する市民の関心や、政策が市民に与える影響を勘案し、必要に応じて市民参画手続を実施するものとされています（第1項）。

ただし、市民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある制度（総合計画や権利・義務に関する条例等）の策定・変更・廃止をするときは、市民参画手続の実施義務があります（第2項）。

(2) 市民参画手法（条例第11条～18条）

市民参画手法	手法の概要	特徴
意見公募手続（パブコメ）	広く市民からの意見を募集する。	<ul style="list-style-type: none"> ● 誰でも参画できる ● 最も活用されている手法
審議会等手続	公募市民を含めたメンバーにより、検討を行う会議。	<ul style="list-style-type: none"> ● 多様な視点で、十分な協議ができる ● 検討に一定の時間を要する
意見交換手続	市民同士の自由な意見交換ができる集まり。	<ul style="list-style-type: none"> ● 初心者でも参加しやすい ● 市民同士で話し合える
ワークショップ手続	意見交換・共同作業・体験学習等を通じて具体的な成果物を作る集まり。	<ul style="list-style-type: none"> ● テーマに応じて、話し合う方法を工夫することができる
公聴会手続	市民が公開の場で、公述人として、口頭で意見を述べる。	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民の意見を直接聞くことができる ● 市民同士の情報共有ができる
政策公募手続	市が政策案等の問題を提起し、市民から提案等を求める。	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民の知識・経験・創造性を活用することができる
その他手続	アンケート、市民フォーラム等	—

【検証 1】制度が社会情勢に適合しているか



ジェンダー平等の推進やインクルーシブ社会の実現に寄与するため、審議会等の委員の選任基準について、下記のとおり条例改正を行いました（令和5年4月1日施行）。

	条例改正後の内容	改正点
男女別の割合	委員の男女別の数は、そのいずれもが委員総数の <u>4割を下回らない</u> ようにすること。	改正前 3割 → 改正後 4割
多様性配慮	<u>選任される者</u> の多様性に配慮した上で、幅広い分野の中から適切な人材を選任すること。	下線部を追記
障害者の参画	委員10人ごとに1人以上は、障害者の委員とすること。	新設

【検証 1】本制度は、社会情勢に適合していると考えます。

【検証2】本市にふさわしい制度か

<市が掲げるまちづくりの方針>

SDGs 未来安心都市・明石

いつまでも

未来につながる
持続可能なまちに向けて

すべての人に

年齢・性別・障害・
国籍などに関わらず、
誰一人取り残さない

いつまでも

みんなで

すべての
人に

やさしいまち

安心のインクルーシブな
まちづくりを

やさしい
まち

みんなで

「対話」と「共創」で
進めます

2030年度に
住みやすいと思う人
100%

対話と共創のまちづくりを進めるための体制強化

対話で新たな価値観を
創出します！

❖ 市民とつながる課を新設（令和5年度）

市民の声を広く聴き、情報共有を図りながら共にまちづくりを進めるため、政策局に「市民とつながる課」を新設。タウンミーティングの開催やまるちゃんポストの設置（いずれも後述）のほか、市民同士や職員と市民の対話の場をさらに拡充するため、ファシリテーターの養成も行っています。

【ファシリテーターの養成】令和6年4月1日からファシリテーション担当職員を2名採用

市民ファシリテーターの養成

地域活動などの場面で、対話の場がさらに広がるよう、市民ファシリテーターを養成する連続講座を開催しています。

職員のファシリテーションスキルの養成

市民ファシリテーターの養成のほか、職員のファシリテーションスキル向上を図る研修も実施しています。

❖ 産官学共創課を新設（令和6年度）

産官学民、それぞれの強みや知恵を活かし、SDGsを推進するため、政策局に「産官学共創課」を新設。学校や企業等と連携協力協定を締結しているほか、民間提案制度（民間事業者から市民サービスの向上や地域経済の活性化等につながる事業を提案）も導入しました。

主な連携協力機関

神戸学院大学、明石高専、コープこうべ、
兵庫大学・兵庫大学短期大学部、
兵庫県立大学

民間提案制度で募集した主なテーマ

- 1 脱炭素・ごみの減量
- 2 まちの活性化
- 3 子ども・高齢者の見守り支援

【検証2】本制度は、本市にふさわしいと考えます。

【検証3】制度が市政運営の基本原則に適合しているか

(2) 公正で透明であること

① タウンミーティング（令和5年度～） ※18回開催済み 延べ993人参加

市民一人ひとりの声を丁寧に聴く機会として、タウンミーティングを毎月実施しています。テーマごと・地域ごと・年代ごとに必要な情報を共有し、しっかり対話をして共に考える「積み重ね」により、幅広い市民が市政に参画できる機会を拡充するよう努めています。

回	テーマ	開催月	参加者数
1	障害者	5月	88人
2	子育て	6月	51人
3	高齢者	7月	56人
4	こども会議	8月	59人
5	若者会議	8月	49人
6	環境～ごみ減量～	9月	53人
7	にぎわい	10月	53人
8	これから協働	11月	62人
9	30・40・50代が語る明石の未来	12月	42人
10	地域編① 明石エリア	1月	31人
11	地域編② 魚住エリア	2月	47人
12	地域編③ 朝霧エリア	3月	60人
13	地域編④ 西明石エリア	4月	52人
14	地域編⑤ 大久保エリア	5月	68人
15	地域編⑥ 二見エリア	6月	39人
16	こども会議 (3回開催)	7月 8月	延べ 131人
17	若者会議	9月	12人
18	あかしの景観	10月	21人
19	あかしの財政	11月	19人



【対話から生まれた取組例】

- ・ふれあいの里など公共施設
55か所にクールスポットを設置
- ・市役所西庁舎に古紙回収専用リサイクルBOX (Taco箱) を設置
- ・あかし1DAYプレーパークの開催など



【検証3】制度が市政運営の基本原則に適合しているか

(2) 公正で透明であること

② まるちゃんポストの設置（令和5年度～）

市民の声が市長に届く「市長へのおてがみ・まるちゃんポスト」を図書館等の公共施設（12か所）に設置。ご意見は市長自身が目を通し、市政運営を進める上で参考にしています。

年度	意見数
令和5年度（5月～3月）	1,665件
令和6年度（4月～10月）	858件



【市民の声から生まれた取組例】

延長保育料の料金を改正

延長保育料は利用回数に関わらず月額定額で運用されていましたが、負担のあり方についてご意見を受け、利用1回ごとの料金体系に変更しました。

婚姻記念撮影パネルの設置

婚姻届を提出されるお二人に、明石市での届出を思い出に残していただく婚姻記念撮影パネルを本庁舎2階ロビー及びあかし総合窓口に設置しました。



③ みんなでつくる財政白書の策定（令和6年度～）

市の財政状況等を「見える化」し、市民と共有するため「みんなでつくる財政白書」を今年度中に策定予定。有識者や公募市民など、市民目線で話し合う検討会を設置し、多くの市民から平等にご意見を頂ける機会も設けています。

時期	検討会等の内容
5月	第1回検討会（市の財政状況の説明など）
6月	第2回検討会（今後の収支見通し、策定方法に関する検討など）
7月	第3回検討会（前半：公開討論会 後半：ワークショップ）
8月	第4回検討会（たたき案の検討）
10月	第5回検討会（財政白書案の検討）
11月	タウンミーティング（あかしの財政）

※市民の声を広く聴くため意見受付フォームを作成し、検討期間中は「いつでも誰でも」意見を頂けるよう工夫もしています。

④ 市民参画手続の運用状況の公表（毎年）

別紙参照

市民参画手続の運用状況を市HPで公表し、公正性と透明性の確保に努めています。

（2）制度の公正・透明な運用に努めています。

【検証 3】制度が市政運営の基本原則に適合しているか

(3) 効果的で効率的であること

① 職員への意識改革（令和 5 年度～）

- 毎月の局部長会議における対話と共創のまちづくり等の市長方針の浸透
- 新規採用職員、昇格時の各階層別研修における市長講話
- 職員改革セミナーの開催



▲研修内で、職員のファシリテーションスキルも磨いています。

<各階層別研修での市長講話実績>

年度	研修名	対象者	受講者数
令和 5 年度	新規採用職員研修 II	新規採用職員	60名
	新任係長フォローアップ研修	新任係長	36名
	新任課長フォローアップ研修	新任課長	38名
令和 6 年度	新規採用職員研修 I	新規採用職員	72名
	新任主任研修	新任主任	40名
	新任係長研修	新任係長	40名
	新任課長研修	新任課長	33名

<職員改革セミナーの開催実績>

年度	テーマ	講 師	受講者数
令和 5 年度	市民と情報共有で進めるまちづくり－みんなの財政白書作成に向けて－	安田女子大学教授 前和光市長 松本 武洋氏	380名
	脱炭素への挑戦 －脱炭素のまちづくり－	環境省近畿地方環境事務所 環境対策課長兼地域脱炭素創生室長 福島 慶三氏	60名
	ローカル S D G s とソーシャルイノベーションを踏まえた地域づくり	同志社大学政策学部教授 中島 恵理氏	60名
	官民共創のまちづくり 「なぜ今、官民共創か」	(株)ソーシャル・エックス 代表取締役 伊藤 大貴氏	60名
令和 6 年度	対話と合意形成	兵庫県立大学 自然・環境科学研究所 准教授 高田 知紀氏	約300名

【検証3】制度が市政運営の基本原則に適合しているか

(3) 効果的で効率的であること

② 市民参画条例の手続の周知・浸透（令和5年度～）

別紙参照

市民参画条例の手続面の留意事項や工夫すべきポイント等の理解を深めることができるよう、
府内通信紙の「サンカク」を定期的に発行し、全職員へ制度の周知・浸透を図っています。

号 数	発行日	掲載内容
1	令和5年7月25日	市民参画手続の基本的な考え方／実施原則 等
2	令和5年12月14日	意見公募手続の実施原則／実施状況／事例紹介 等
3	令和6年7月30日	審議会手続の要点／事例紹介 等
4	令和6年12月頃予定	その他手続の要点／質疑応答 等

③ 複数手法による市民参画手続の推進 【一例】

政策の内容	実施した市民参画手法
明石市緑の基本計画の改定	<ul style="list-style-type: none">● 審議会手続（緑の基本計画改定検討委員会）● ワークショップ手続（みんなで明石の緑を考える）
明石市新ごみ処理施設の整備	<ul style="list-style-type: none">● 審議会手続（明石市環境審議会）● その他手続（地元自治会への説明会）● 意見公募手続● ワークショップ手続（新しいクリーンセンターの施設についてみんなで話し合おう）
大久保駅周辺市有地の利活用に 向けた取組について	<ul style="list-style-type: none">● ワークショップ手続 （「おおくぼのまち」をみんなで考えよう）2回● WEBアンケートの実施 2回 回答者数：第1回 803名／第2回 397名 →大久保地域の小中学校にも協力を呼びかけ <p>今後も引き続き、市民参画手続を実施しながら 取組を進めています。</p>

【ワークショップ手続（「おおくぼのまち」をみんなで考えよう）の事例】



▲大久保地域をより魅力あるまちにするため、
どんなエリアになれば良いか、どんな機能
があれば良いかを話し合いました。



▲駅の北側に住む人も、南側に住む人も、
大久保の住民にとって住みやすいまちの姿を
考えました。

(3) 制度の効果的・効率的な運用に努めています。

【検証3】制度が市政運営の基本原則に適合しているか

(4) 施策を計画的に実施し、実施結果について評価を行うこと

毎年、市の市民参画手続の運用状況を取りまとめ公表するとともに、明石市市民参画推進会議による客観的評価を行っています。

明石市市民参画推進会議

条例第20条の規定に基づき設置する審議会で、条例の運用状況や社会情勢の変化に伴う市民参画のあり方等の検討を行います。

【会議の役割】（条例第20条）

(1) 市長の諮問に応じ、次の事項を調査審議し、その結果を答申

- ① 条例や規則の改正・廃止に関する事項
- ② 条例の運用の状況及びその評価に関する事項
- ③ その他市民参画の推進に必要な事項

(2) 市民参画手続の運用全般に関する事項について、市長等に意見を述べること

<令和6年7月までの開催実績>

年度	議題	特記事項
平成23年度 (1回開催)	・明石市市民参画条例の概要 ・条例の運用状況の評価方法	諮問・答申は無し。
平成24年度 (2回開催)	・条例の運用状況の評価方法 ・平成23年度運用状況の評価	諮問・答申は無し。
平成25年度 (2回開催)	・市民参画手続の実施に関する判断基準の策定 ・平成24年度運用状況の評価	【諮問①】運用状況の評価 【諮問②】市民参画手続の実施に関する判断基準の策定
平成27/28年度 (3回開催)	・市民参画手続の実施状況の評価・検証 ・条例の運用課題等について	【諮問】今後の条例の運用や市民参画のあり方について
令和4年度 (6回開催)	・条例の内容や運用状況の検証 ・市民参画手續の実施状況の評価・検証	【諮問①】運用状況の評価 【諮問②】条例第12条第1項（審議会等の委員の選任等について）の規定に係る条例改正について
令和6年度 (1回開催)	・政策提案に係る政策案の市民参画 条例第6条第2項に規定する対象事項への該当性について ・答申に対する取組み状況について	【諮問】政策提案に係る再検討の求めについて

【検証 3】制度が市政運営の基本原則に適合しているか

(4) 施策を計画的に実施し、実施結果について評価を行うこと

<市民参画推進会議の開催（一定のブランクが生じたこと）について>

市民参画推進会議に対する毎年の市民参画手続の実施状況に関する諮問については、形式的なチェックを行うことによる形骸化を避けるため、また、庁内の参画手続についての実施状況を、毎年取りまとめて市のホームページに公開していることを踏まえ、平成30年度よりいったんは休止していました。

なお、令和6年8月27日に新たに委員を委嘱し、今後は市民参画推進会議を定期的に開催してまいります。

❖ 令和6年度の状況

回	議題
1月14日	・第1回市民参画推進会議 ・令和4・5年度の市民参画手続の運用 状況の公表 等

❖ 明石市市民参画推進会議の委員構成

氏名	計9名 所属等
【会長】田端 和彦	兵庫大学 教授 前・市民参画推進会議 会長
【副会長】弘本 由香里	大阪ガスネットワーク株式会社 エネルギー・文化研究所 特任研究員
金井 新太郎	市連合まちづくり協議会 副会長
久保 美和	特定非営利活動法人多文化まんまるあかし 理事長
森島 ちさと	市インクルーシブアドバイザー
高馬 秀章	公募市民（社会人）
吉崎 恒子	公募市民（SDGsパートナーズ）
松井 瞭汰	公募市民（現役大学生）
西岡 ゆき	公募市民（現役大学生）

多種多様な委員が
対等な立場で参加

（4）制度の計画的な実施・実施結果の評価に努めています。